三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宍道町上来待二五五三・二七四四の二・二七五〇・二七六四の一・二七七〇・二七七一・三四三八の一・三四四〇・三四四七・三四四九の一・三四七五の三・三四七九・三四八三（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○国土交通省告示第九百八十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	伊勢原市石田字八本木七五番六四から同市高森七丁目八一〇番一まで	令和八年七月二十四日〇時

○国土交通省告示第九百八十九号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和八年七月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
令８第5001号	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可	横浜市	現行220円均一制運賃を、270円均一制運賃に変更する。

○近畿地方整備局告示第百二号

平成二十八年近畿地方整備局告示第百二十八号により定めた由良川水系由良川及び土師川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第五項の規定により準用する同条第四項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第三条の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

○近畿地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福井県三方上中郡若狭町気山三〇二号勝負分一三番から同町気山二九〇号宮下四番まで	前	八・九三～一八・四〇メートル	一四一・〇〇キロメートル
	後	一二・二五～二〇・四三メートル	
福井県大飯郡高浜町青一七字ボケ二一番五から同町青一七字ボケ二一番七まで	前	二二・五二～四四・三六メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	二二・五二～四四・三六メートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県三方上中郡若狭町気山二八号豊中山三三番一から同町気山二九〇号宮下四番まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所
〃	福井県大飯郡高浜町青一七字ボケ一番一から同町日置四〇字西猿ケ崎九番一まで	〃
供用開始の期日　令和八年七月二十三日		

国会事項

衆議院

質問書提出

七月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問主意書（橋本幹彦提出）

ギャンブルの日常化の防止等に関する質問主意書（西村智奈美提出）

真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問主意書（河村たかし提出）

動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問主意書（河村たかし提出）

皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問主意書（長妻昭提出）

津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問主意書（長妻昭提出）

報告書受領

七月二十一日内閣から次の報告書を受領した。

官民データ活用推進基本法第八条第七項において準用する同条第五項の規定に基づくデジタル社会の形成に関する重点計画・公的基礎情報データベース整備改善計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告

会議

七月二十二日（水曜日）　午後一時　本会議

参議院

議案付託

七月二十一日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大外三名発議）（参第一八号）

特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（奥村祥大外一名発議）（参第二〇号）

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会に付託